## 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

(宛先) 新発田市長

申請者(保護者)氏名

年 月 日

次のとおり	)、施設等利用	用給付に係る認	恩定を申請しま?	す。		3 D /		′ 🗔 \		l-r		
	> 10 25 45				認定希望	2日(7   〒	施設利用開始	3日)		個人番号(	月(コ/ナ)	日
申請児童	ふりがな				現住所 申請者と異なる 場合のみ記載	Ľ				<b>他八</b> 番万(	(747)	
	氏名				生年月日		年	月	日	性別	<u></u>	男・女
			₸			連	絡先 ※連絡		こ記入	.してください	٥.	
保護者	申請児童との続柄	居住	主地		(1) 個人	.番号(	父携帯・ 父勤務先・ 自宅・その他	母勤務先				<ul><li>母携帯</li><li>母勤務先他( )</li></ul>
利用(予定行	含む)する幼稚	園(子どものため	の教育・保育給作	寸の対象ではない私立幼稚	園や国立大学付属の	力稚園)	、特別支援学校約	力稚部を記入し	てくた	<b>さ</b> い。		
ふりが				所在:	地		Tel		(	)		
施設名	施設名			利用	開始予定日		年	月		日		
設・ 3. 施設・ 4. 新年 づき 5. 申請	事業者に提供 等利用費は、 度4月利用開 、最長で利用 内容が事実と 希望日現在で	することがあり 市区町村が認め 始の場合は、認 開始の前日まで 相違した場合は	ます。 た場合は、申請 は事務が集中し 審査結果のお知 、施設等利用総 で支援法第59	でや施設等利用費の支給 情者に代わり、利用する 審査等に日時を要する 16 せを延期する場合が は付認定を取り消すこと 条の2に規定する事業	施設・事業者がきため、申請日になるのであります。	受領する かかわら 事業)の	る場合がありまっず、子ども・・	す。 子育て支援法	法第3	0条の5第5	<b>i</b> 項の規	
	施設等利用	用給付認定に	伴い、個人都	番号の提供を下記の	)者を代理人に	定め	委任します。					
委任状	代理力	(受任者)	住所				氏名					_
	申請和	首(委任者)	住所			氏名					_	
受付者記受付金	<b></b> 手月日		年月	FI TO MILES	受付施設名		Augur				<b></b>	
	号確認書類		人番号カード	□ 個人番号	分通知カード		住民票	コなし				
市記載欄		認知	官の可否		認定	区分		保育を	- 必要	とする理	曲	
可・	否(否とす	る理由)				2号 3号	父 ( 母 ( その他	続柄:	(			) ) )
	認定者番	号		認定年月日	•		•	認	定開頻	冶日		
			1	年 日	H			午				

認定者番号

(記載例)

## 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

令和**1**年**10**月**1**日

認定開始日

月

日

(宛先) 新発田市長

申請者(保護者)氏名 新発田 太郎

次のとおり、施設等利用給付に係る認定を申請します。					<u> </u>										
THE PARTY OF THE P						認定希望日(施設利用開始日)						<b>令和1</b> 年10月20日			
	ふりがな	L	しばた じろう				住所	₹				1	個人番号	(マイナンバー)	
d 24 III 75						申請者	者と異なる のみ記載					•	00000	0000000	
申請児童	氏名	新	発田	二郎		tl. F			<i>F</i>	<u> </u>					
						生生	平月 日	平成〇	年(	O 月	0	日	性別	男· 女	
				000-000	0			連絡先	※連絡	各の取れ	いる順に	こ記入	.してください	١,	
/□ =#: =#.	申請児童	4 <b>&gt;</b>					D		父携带	母携帯	$\mathbf{y}^2$			父携带 母携带	
保護者	との続柄	<b>父</b> 居住地	441 140 2	新潟県新発田市〇〇町〇 (アパート名等も記入す				0-0000-0000 🙊		父勤務先 ・ 母勤務先 自宅・その他( )		-000	0000-0000 父勤務先 · 母勤務先 自宅・その他(		
			,,,				個人番号(マイ		ナンバー)			00000000		00000	
		作園 (子どものための		「給付の対象ではない 	い私立幼稚園										
ふりが	<i>7</i> £	000	0000žh			- 捌		0-000( 発田市〇-			000	(00	0000		
施設名	名	000	(国)	-	4d m B								_		
					利用	開始予	·泛日	令和	<b>1</b> 年	= 1(	9月	20	日		
T															
【同意事	耳														
	· <del>-</del>	支援法第30条の3)	において	準用する同法第1	6条の規	定に基っ	づき、施設	等利用給付	認定の	審査及び	ド申請者	か同原	居親族の市町	丁村民税課税状	
況の	確認に当たっ	って、官公署に対し	必要な文	書の閲覧又は資料	∤の提供を	求める	ことがあり	ます。							
		した内容は、施設等 はすることがありま		認定や施設等利用	費の支給・	その他だ	施設におけ	る給食費の	徴収に	関する情	青報とし	て必要	要と認められ	いる場合に、施	
		・ 市区町村が認めた		由詩者に代わり	利田する	施設。7	車業者が受	・領する場合	があり	<b>キ</b> オ					
		開始の場合は、認定									- 支援治	上笆30	0 冬の 5 笹 5	項の相定に基	
		用開始の前日まで審						74297	,	, 13 ,	~ / JX IZ	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0 %(*) 0 %1 0	) X · ) //L/C/C/E	
		と相違した場合は、													
6. 認定	希望日現在で	で、子ども・子育て	支援法第	5 9条の2に規定	ごする事業	(企業主	三導型保育	事業)の利用	がある	場合は、	本認知	三の申記	清はできまも	とん。	
	以上のこと	について、同意しま	す			申請者	(保護者)	氏名	立仁 空仙	ш .					
	0,11,700	(= - , (, ), ), (, )	. / 0		-	1 813 12	(PINEX II)	- 4. H	新発	四 .	太郎				
	施設等利	用給付認定に伴	い、個	人番号の提供を	を下記の	者を作	代理人に	定め委任	します	0					
	(A) THI	(四八世)	かま	år:19 i⊟ år. <i>9</i>	»п±00≡	<b>*</b> ~ ~	0	гт. <i>Б</i>		c ex m	#7				
委任状	委任状 代理人(受任者) 住所		机海泉 机	新潟県新発田市〇〇町(			氏名	木	新発田 7						
	申請	者(委任者)	住所	新潟県新卶	発田市〇〇四	<b>10-</b> 0	-0	氏名	<u>氏名</u> 新発						
受付者記	1 7 担題														
文刊有品	コノト们則														
受付年	年月 日	年	三月	目		受付	施設名								
個人番	:号確認書	類 □ 個人番	ー 骨号カー	- ド □ fl	固人番号	通知プ	カード	□ 住民	票	ロな	- :し				
市記載欄							-								
川市山東、休東	Ŋ	認定の	可否				認定	区分		1	保育な	必要	とする理	由	
可•	否(否と		•					•	父(		. , , ,		,	)	
									母 (					)	
I								<i>, ,</i> ,	その化	1. 続杯	]:	(		)	

認定年月日

月

日

年